

婚姻届記入例

婚姻届

平成19年7月7日届出
徳島県小松島市長 殿

◎本籍地と違う役場へ提出される場合は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明が必要になります。

◎時間外・休日届出される場合、前日までに戸籍担当係で下調べを受けておいて下さい。

◎未成年者の婚姻には父母の同意が必要です。

婚姻届と同時に住所変更される方は新住所を記入し、住所変更届をしてください。
(※新住所が届出地と同じ場合のみ)

本届書中字加入字削除字訂正印
小松島
花

捨印をお願いします

(1)	氏名	夫になる人 小松島 太郎	妻になる人 花 みずき
	生年月日	昭和50年5月5日	昭和54年3月3日
(2)	住所	徳島県小松島市横須町 1番1号	徳島県徳島市幸町2丁目 5番
	本籍	徳島県小松島市立江町 字清水184	香川県高松市番町1丁目 8番
(3)	父母の氏名	父 小松島 父男	父 花 父郎
	父母との続き	母 港 母美	母 母子 二女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍 (左の□の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かなくてください) 徳島県小松島市横須町 1番	
(5)	同居を始めたとき	平成19年 5月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)	
(6)	初婚・再婚の別	初婚 再婚 (死別 離別) 平成17年 11月 24日	
(7)	同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6.仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年...年...の4月1日から翌年3月31日までに届出するときだけ書いてください)	
(8)	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他			
届出人	夫 小松島 太郎	妻 花 みずき	
署名押印	小松島	花	
事件簿番号	住定年月日	夫 年月日	妻 年月日

証人	署名押印	小松島 父男	山桃 木実
生年月日		昭和21年 8月 2日	昭和55年 7月 15日
住所		徳島県小松島市横須町 1番1号	徳島県鳴門市撫養町 南浜字東浜170番
本籍		徳島県小松島市立江町 字清水184 1号	徳島県小松島市坂野町 字平田24 2号

証人は婚姻の事実を知っている人で、成人(20歳以上)の人であればどなたでも結構です。証人2名の署名・押印が必要になります。届出人及び証人が同氏の場合、それぞれ別の印鑑を押してください。

現在在籍している、婚姻前の本籍及び筆頭者の氏名をそれぞれ記入してください。

父母の氏名を記入してください。(亡くなられていても記入していただくようになります)父母が現在婚姻しているときは、母の氏は記入しないで、名前だけ記入してください。また、離婚その他で父母の氏が違うときは、変更後の氏を記入して下さい。

どちらの「氏」を称して婚姻するか選択してください。婚姻されると、夫婦で新しい戸籍ができます。どこに新しい本籍をおくのかを定め、ご記入ください。(すでに戸籍の筆頭者になっている方の氏を称する場合、新本籍地は記入しないでください)

初婚か再婚かを選択してください。再婚の場合、直前の解消事由(死別・離別)とその年月日を記入してください。(内縁は含みません)

必ず昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。新婚旅行などで長期不在の場合は、連絡できる実家等の電話番号を記入してください。

婚姻前の氏(旧性)で本人が署名・押印してください。

連絡先
電話 (0885) 32-2112
自宅・勤務先・呼出 方